

# 税務キャッチ・アップ 法人税関係

## 所得拡大促進税制の改正

### 1 はじめに

過去最大の企業収益を国内への投資に向けるべく、国内設備投資や人材投資、持続的な賃上げ等を行った企業に対し、賃上げ金額の一定割合の税額控除ができる制度の拡充が行われた。

### 2 大企業における所得拡大促進税制の改組

#### (1) 内 容

青色申告書を提出する法人（中小企業者等に該当する法人を除く）が平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度は対象外とする）につき、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、下記の適用要件を満たすときは、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額（以下「給与等支給増加額」という）の15%相当額の税額控除ができる。さらに、教育訓練費<sup>(注1)</sup>の額の比較教育訓練費の額（前期及び前々期の教育訓練費の額の年平均額（新措法42の12の5③十一））に対する増加割合が20%以上であるときは給与等支給増加額の20%相当額の税額控除ができる。

ただし税額控除は当期の法人税額の20%相当額を上限とする。（新措法42の12の5①）

（注1）教育訓練費とは、国内雇用者の職務に必要な技術・知識を習得させ又は向上させるための費用で次のものをいう。

- ① その法人が教育訓練等（教育、訓練、研修、講習その他これらに類するものをいう）

を自ら行う場合の外部講師謝金、外部施設等使用料等の費用

- ② 他のものに委託して教育訓練等を行わせる場合のその委託費
- ③ 他のものが行う教育訓練等に参加させる場合のその参加に要する費用

#### (2) 適用要件

次のすべての要件を満たすこと。

- ① 継続雇用者に対する平均給与等支給額の比較平均給与等支給額に対する増加割合（以下「賃上げ率」という）が3%以上であること。
- ② 国内設備投資額<sup>(注2)</sup>が減価償却費の総額<sup>(注3)</sup>の90%以上であること。

（注2）法人が当期において取得等をした国内にある減価償却資産となる資産で、当期末において有するものの取得価額の合計額。

（注3）その法人の有する減価償却資産につき当期の償却費として損金経理した金額（前期の償却超過額を除き、特別償却準備金として積み立てた金額を含む）をいう。

### 3 中小企業における所得拡大促進税制の改組

#### (1) 内 容

青色申告書を提出する中小企業者等が平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度は対象外とする）につき、国内雇用者に対し給与等を支給する場合において、賃上げ率1.5%

以上であるときは、給与等支給増加額の15%相当額の税額控除ができる。さらに下記の上乗せ要件を満たすときは、給与等支給増加額の25%相当額の税額控除ができる。

ただし税額控除は、当期の法人税額の20%相当額を上限とする。（新措法42の12の5②）

#### (2) 上乗せ要件

次のすべての要件を満たすこと。

- ① 継続雇用者給与等支給額に係る賃上げ率が2.5%以上であること。
- ② 次のいずれかの要件を満たすこと

イ. 教育訓練費の額の前期の教育訓練費の額（新措法42の12の5③十二）に対する増加割合が10%以上であること。

ロ. その中小企業者等が、その事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に従って経営力向上が確実に行われたものとして証明がされたこと。

### 4 実務上の留意点

- (1) 改正前の適用要件である基準年度との比較は撤廃され、前期との比較とされた。
- (2) 継続雇用者の範囲が見直され、改正後の継続雇用者は、当期及び前期の全期間の各月において、給与等の支給がある国内雇用者で一定のものとした。

（右山研究グループ  
税理士 辻口 順子）